

「児童ポルノ排除総合対策」取組状況（概要）

平成 24 年 7 月 9 日
児童ポルノ排除対策 WT

I 児童ポルノ事犯の情勢（平成 23 年中）

- 平成 23 年中の児童ポルノ事犯の送致件数は 1,455 件（前年比 8.4%増）、送致人員は 1,016 人（前年比 9.7%増）と、いずれも過去最多を記録しており、極めて深刻な情勢にある。
- 提供等の手段として直接インターネットを利用した事犯に加え、出会い系サイト等を通じた児童買春の際に撮影した事犯などを含めれば、8 割以上がインターネット関連事犯であり、特に、ファイル共有ソフト利用事犯は、368 件（前年の約 2.4 倍）と急増した。

II 主な取組状況（平成 23 年 7 月から平成 24 年 6 月まで）

■ 1 児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進

- 平成 23 年 11 月、国民運動を官民一体となって推進するため、児童ポルノ排除対策推進協議会及び公開シンポジウムを開催した。【内閣官房、内閣府、警察庁等関係 9 省庁】
- 「児童虐待防止推進月間」（11 月）・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7 月）等の各種月間や「女性に対する暴力をなくす運動」（11 月）において、ポスターやリーフレットを作成・配布するなど広報活動を推進している。【内閣府、警察庁、厚労省等】
- 日本 PTA 全国協議会評議員会において、児童ポルノ事犯の現状と対策について説明し、保護者への働き掛けについて協力を依頼した。【文科省】
- ホームページに児童ポルノ被害の深刻さや「児童の性的搾取を防止・根絶するためのリオデジャネイロ宣言及び行動への呼びかけ」を含めた国内外の取組を掲載し、国民の理解増進に努めている。【内閣府、警察庁、外務省】

■ 2 被害防止対策の推進

- 非行防止教室、ケータイモラルキャラバン隊、インターネット安全教室等の啓発事業において、安心ネットづくり促進協議会等の民間団体と連携し、青少年のインターネットの適切な利用について啓発活動を推進している。【内閣府、警察庁、総務省、文科省、経産省】
- 平成 24 年 3 月、入学・進級による携帯電話の購入・買替時期において、フィルタリングの利用を呼び掛ける政府広報を行うとともに、都道府県等に対して、フィルタリングサービス普及のための啓発活動を重点的に行うよう依頼した。（平成 23 年 12 月末時点の携帯電話フィルタリングサービス利用数：823 万件）【内閣府、警察庁、総務省、経産省】
- 情報モラル教育を充実させるため、学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業の一環として、家庭教育に関する学習機会において、子どもの携帯電話やインターネット利用について理解や知識を深めるための講座が実施されている。【文科省】

■ 3 インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進

- 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会（ICSA）が平成 23 年 3 月に設立され、同年 4 月からインターネットサービスプロバイダ（ISP）9 社がブロッキングを自主的に導入した。平成 24 年 7 月 2 日時点では、ISP35 社、検索エンジンサービス事業者 4 社、フィルタリングサービス事業者 3 社に対して児童ポルノ掲載アドレスリストが提供され、流通防止措置が講じられている。【警察庁、総務省、経産省】

- ISP の規模に見合った精度の高いブロッキング方式の開発・実証やその導入に向けた支援等の環境整備を行うために「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」を実施している。【総務省】
- 特定サーバー管理者による青少年有害情報の閲覧防止措置を推進するため、業界 4 団体において、特定サーバー管理者に対し、青少年有害情報に対する適切な取組や連絡受付体制の整備を求めることを改訂内容とする「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の見直しを行い、平成 24 年 4 月に公表した。【総務省】

■ 4 被害児童の早期発見及び支援活動の推進

- 「全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議」や都道府県警察の職員を対象とした「全国被害児童支援担当者研修会」を開催するなどして担当職員の意識啓発を図り、被害児童の早期発見や支援活動を推進した。【警察庁、文科省、厚労省】
- 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を希望するほぼ全ての公立小中学校（約 2 万校分）への配置に必要な経費を措置し、相談体制の充実強化に努めている。【文科省】

■ 5 児童ポルノ事犯の取締りの強化

- 低年齢児童ポルノ愛好者グループによる事犯など、悪質な事犯に対する取締りを強化している。【警察庁】
- インターネット・ホットラインセンターから通報される違法・有害情報に係る捜査の効率化を図るため、全国協働捜査方式を実施している。【警察庁】
- 児童買春・児童ポルノ禁止法等の積極的な適用を通じて、厳正な科刑の実現に努めている。【法務省】

■ 6 諸外国における児童ポルノ対策の調査等

- 平成 23 年 3 月に開催された G8 ローマ・リヨン・グループにおいて各国の取組状況を取りまとめた「性的搾取による被害児童の支援好事例集」が成果文書として承認された。これをホームページに掲載し、関係各国・機関等との情報共有を図っている。【警察庁】
- G8 各国における国内法制上の児童ポルノの定義に関する調査を実施した。【外務省】

III 当面の課題

- 「児童ポルノ排除総合対策」を受けた官民の取組により、平成 23 年 4 月にブロッキングが開始されるなど、一定の進展が見られるものの、児童ポルノ事犯の送致件数等は過去最多を記録するなど、児童ポルノ情勢は極めて深刻である。
- 今後とも、
 - ・ 低年齢児童ポルノ愛好者グループによる事犯・ファイル共有ソフト利用事犯・組織的な DVD 等販売事犯等悪質かつ巧妙な手口による児童ポルノ事犯の取締りを強化する
 - ・ インターネット上における児童ポルノ画像の流通・閲覧を防止するため、ISP 等と連携し、ブロッキングの自主的導入を一層促進する
 - ・ 児童ポルノの被害防止に向けた広報啓発や被害児童の支援活動を推進する
 など、「児童ポルノ排除総合対策」に基づく施策を引き続き強力に推進する必要がある。